



令和3年5月14日

議長 河合 馨 様

提出者 岸 田 厚

賛成者 岡 林 憲 二

同 宇 野 真 悟

同 烏 野 隆 生

同 西 田 武 史

同 素 原 佳 一

議案の提出について

下記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出
します。

記

市議案第2号 岸和田市議会委員会条例の一部改正について

岸和田市議会委員会条例の一部を改正する条例

岸和田市議会委員会条例（昭和45年条例第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数」を「常任委員会の名称、委員の定数、常任委員の所属」に改める。

第2条の見出し中「常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数」を「常任委員会の名称、委員の定数、常任委員の所属」に改め、同条第1項中「議員（議長を除く。）は、それぞれ一の常任委員となるもの」を「常任委員会の名称及び委員の定数は、次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 総務常任委員会 7人
- (2) 文教民生常任委員会 8人
- (3) 事業常任委員会 8人
- (4) 予算常任委員会 11人
- (5) 決算常任委員会 11人

第2条第2項を次のように改める。

2 議員（議長を除く。）は、前項第1号から第3号までに掲げる委員会のうちいずれか一の委員会及び同項第4号及び第5号に掲げる委員会のいずれかの委員会の常任委員となるものとする。ただし、副議長にあっては、同項第4号及び第5号に掲げる委員会の常任委員にならないものとする。

第2条に次の2項を加える。

- 6 予算常任委員会の所管する事項は、予算に関する事項とする。
- 7 決算常任委員会の所管する事項は、決算に関する事項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

予算常任委員会及び決算常任委員会を設置するため。